

大阪青山大学における公的研究費の取扱いに関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）」（以下「実施基準」という。）に基づき、大阪青山大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な管理及び監査に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関から本学に配分された競争的資金、その他の研究活動のために外部から受入れた研究費をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費配分機関のルールに違反した使用をいい、主として実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品等購入に係る架空請求、旅費の不正請求その他関係法令、公的研究費の配分機関の定め及び学内規則等に違反して公的研究費を使用することをいう。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第3条 大学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の執行に当たり不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、これらを実施するために必要な措置を講じる。また、第4条及び第5条に規定する者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう適切に指揮する。

3 最高管理責任者は、前項の不正使用防止対策の策定に当たっては、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。

4 最高管理責任者は、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 本学において具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第6条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

3 監事は、前2項で確認した結果について、理事会等において報告し、意見を述べる。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務)

第7条 公的研究費に係る契約、給与及び謝金の支給、旅費の支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合を除き、学内規則により取り扱う。

(相談窓口)

第8条 公的研究費に係る事務処理手続、公的研究費毎の使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、総務部経理課とする。

(行動規範)

第9条 不正使用を防止するため、本学の研究者等の行動規範を策定する。

(コンプライアンス教育)

第10条 研究者等は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。ただし、統括管理責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。

2 コンプライアンス教育の内容については、研究者等の職務内容、権限及び責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、必要に応じて見直しを行う。

(誓約書の提出)

第11条 公的研究費の配分を受ける研究者等は、別に定める様式の誓約書を最高管理責任者あてに提出しなければならない。また、取引業者についても、必要に応じて誓約書の提出を求める。

第4章 不正使用に関する告発等の取扱い

(告発窓口及び対応等)

第12条 公的研究費の不正使用に関する学内外からの告発等に対応するため、告発窓口を置く。

2 告発窓口は、総務部庶務課とする。

3 告発等の受付、秘密保護義務、告発者及び被告発者の保護等については、大阪青山大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程第7条から第14条までの規定を準用する。

(不正使用に係る情報の報告)

第13条 不正使用に係る情報を受けた教職員等は、コンプライアンス推進責任者に速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告を受けたコンプライアンス推進責任者は、公的研究費の事務担当者とともに事実確認を行い、その結果を統括管理責任者及び最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査実施の決定)

第14条 最高管理責任者は、第13条第2項の報告を受け、必要があると認めたときは、通報受付から30日以内に当該調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

(調査委員会)

第15条 最高管理責任者は、前条第1項により調査を行うことを決定した場合は、調査委員会を設置するとともに、必要な調査を開始する。

2 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。

(1) 統括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

(3) 最高管理責任者が委嘱する外部有識者（弁護士、公認会計士等）

3 調査の結果、不正使用があったと認められた者については、本学就業規則に従って懲戒処分を行うものとし、最高管理責任者は、原則としてその内容を公表する。

(一時的使用停止)

第16条 最高管理責任者は、調査対象者に対し、必要に応じて調査対象の公的研究費の一時的な使用停止を命ずることができる。

(配分機関への報告等)

第17条 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

- 2 最高管理責任者は、不正の事実が一部でも認定された場合には、速やかに配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者は、前2項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

第5章 不正使用の防止

(不正防止計画の策定等)

- 第18条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者とともに大学全体の不正防止計画、コンプライアンス研修、啓発活動等の計画を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について、必要に応じて意見交換を行う機会を設ける。

(不正を発生させる要因の把握)

- 第19条 不正防止計画の策定に当たっては、経営企画室と連携し、内部監査結果や不正を発生させる要因への対応策等を反映させ、実効性のある内容に随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

第6章 公的研究費の適正な運営・管理

(執行状況の確認等)

- 第20条 コンプライアンス推進責任者は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しい執行の遅延を認めた場合は、研究者等に対し、当該遅延の理由を確認の上、必要に応じて改善するよう指導しなければならない。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、執行の遅延が研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく指示する。

(発注段階での財源の特定)

- 第21条 研究者等は、物品の発注段階において支出財源を特定して発注し、公的研究費の執行状況を的確に把握する。

(取引業者との癒着防止)

- 第22条 発注又は契約を行う際は、関係規則等により行い、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講じる。

(検収等)

- 第23条 物品及び役務に係る検収については、学園経理規程、固定資産及び物品管理規程

の定めるところによる。

- 2 非常勤職員を雇用する場合は、雇用依頼者及び当該非常勤職員が所属する部局等の事務部の職員が勤務状況等を確認して総務部に報告し、公的研究費を適正に管理する。

(備品等の寄附)

- 第24条 研究者等は、購入した設備備品及び図書を、速やかに学園固定資産及び物品管理規程、並びに大学図書館資料収集管理規程に則り学園に寄附を申し出なければならない。

(出張の確認)

- 第25条 研究者等は、当該出張を終えたときは、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書を総務部に届け出なければならない。

- 2 総務部は、用務の目的や受給額の適正性を確認し、必要に応じて出張の事実確認を行う。

(不正な取引を行った業者の処分)

- 第26条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。

第7章 不正使用防止に向けた調査及び取組の公表

(関係規則等の遵守についての調査等)

- 第27条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し、公的研究費に係る関係規則等の遵守について必要に応じて調査を実施し、最高管理責任者がその調査結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講じる。

(不正使用防止に向けた措置)

- 第28条 コンプライアンス推進責任者は、不正使用の防止に向けた取組の状況を本学の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実に継続的に推進する。

第8章 モニタリング及び内部監査制度

(モニタリング)

- 第29条 公的研究費の適正な運営及び管理を徹底するため、関係する研究者及び事務職員により、日常的なモニタリングを実施し、不正が発生しないよう予防する。

(監査制度)

- 第30条 経営企画室は、公的研究費の適正な運営及び管理のため、学園内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

(内部監査)

- 第31条 経営企画室は、監事及び会計士と連携して公的研究費の不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施する。

第9章 雑則

(補則)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

2 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 学校法人大阪青山学園公的研究費取扱規程（平成 25 年 1 月 25 日制定）及び学校法人大阪青山学園科学研究費の取扱いに関する要綱（平成 19 年 11 月 1 日制定）は、廃止する。

公的資金等の使用にあたっての誓約書

私は、大阪青山大学の公的資金等の使用・管理に関わる構成員として、下記事項を誓約いたします。

記

1. 公的資金等の使用・管理に当たり、本学及び配分機関の規則等を遵守すること。
2. 公的資金等の原資は、主に国民の税金で賄われていることを認識し、研究計画に基づき適正に執行し、不正を行わないこと。
3. 規則等に反して不正を行った場合は、本学及び公的資金等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

以上

令和 年 月 日

大阪青山大学長 殿

(所属・職)

氏名 (自著) _____ 印

誓 約 書

当社（当法人）は、学校法人大阪青山学園（以下「学園」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 当社（当法人）は、学園が定めた諸規定を順守するとともに、不正取引、不適切な契約などの不正には関与しないこと。
2. 学園が公的資金等に関して実施する内部監査、その他の調査等において、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請があった場合は、これに協力すること。
3. 当社（当法人）による不正行為が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申立てないこと。
4. 学園構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為等の依頼、過去における不正取引事実が判明した場合には、遅滞なく大阪青山大学研究費不正使用等に関する通報窓口に通報又は情報を提供すること。

以上

令和 年 月 日

大阪青山大学長 殿

所 在 地 _____

社名・法人名 _____

(代表者)

役職・氏名 _____ 印